(2) 日中の主な預け先ー両親の有無別

子どもの日中の主な預け先は、ひとり親世帯では「認可保育所(公立)」の割合が最も高く 52.3%であった。(表 I -2-4)

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

表 I-2-4 日中の主な預け先ー両親の有無別

		総数	立)認可保育所(公	立) 認可保育所(私	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポート・センターファミリー・サ	設に記以外の保育施	ママ)家庭福祉員(保育	ベビー シッター	その他の家族	族や友人同居していない親	その他	無回答
総	数	100,0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	8.0	0.8	0,2	8.7
	両親に育てられ ている	100.0 (1,872)	26.9	15.3	3.3	0.6	41.2	0.6	0.1	0.6	0.5	0.1	0.6	0.9	0.3	9.0
	ひとり親に育て られている	100.0 (149)	<u>52.3</u>	19.5	5.4	0.7	12.1	-	_	0.7	-	-	4.0	-	-	5.4

(3) 日中の主な預け先一子どもの年齢(1歳刻み)別

日中の主な預け先を子どもの年齢(1歳刻み)別にみると、0歳では「認可保育所(私立)」の割合が25.7%と最も高く、次いで「その他の家族」22.9%、「認証保育所」14.3%と続く。1、2歳児では「認可保育所(公立)」の割合が最も高く(1歳48.2%、2歳46.9%)、次いで「認可保育所(私立)」の割合が高くなっている。(1歳25.9%、2歳26.5%)(表 I-2-5)

表 I-2-5 日中の主な預け先-子どもの年齢(1歳刻み)別

	総 数	立)認可保育所(公	立)認可保育所(私	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポート・センターファミリー・サ	設を記以外の保育施	ママ)家庭福祉員(保育	ベビーシッター	その他の家族	族や友人同居していない親	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7
0歳	100.0 (35)	8.6	<u>25.7</u>	14.3	_	-	-	2.9		2.9	-	22.9	11.4	_	11.4
1歳	100.0 (139)	<u>48.2</u>	<u>25.9</u>	11.5	-	-	2.2	-	2.2	2.2	0.7	0.7	3.6	_	2.9
2歳	100.0 (196)	<u>46.9</u>	<u>26.5</u>	10.2	1.0	0.5	2.6	-	1.0	2.6	0.5	1.5	1.0	-	5.6
3歳	100.0 (302)	32.8	17.2	4.6	0.7	32.1	1.3	0.3	1.3	-	-	1.7	1.7	0.3	6.0
4歳	100.0 (480)	24.2	13.8	1.5	0.6	49.8	-	-	0.4	-	-	-	-	0.4	9.4
5歳	100.0 (559)	22.4	10.6	0.7	0.5	54.4	-	-	-	_	-	-	0.2	-	11.3
6歳	100.0 (307)	26.1	12.4	1.3	0.7	48.2	-	-	0.7	-	_	-	_	0.7	10.1

(4) 主な預け先の保育開始時間-日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別

主な預け先の保育開始時間を聞いたところ、「午前9時~9時29分」の割合が40.5%と最も高い。

日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別にみると、認証保育所では保育開始時間が「午前8時~午前8時29分」の割合が34.3%で最も高い。(表 I-2-6)

問 何時から何時までみてもらっていますか。

表 I-2-6 主な預け先の保育開始時間-日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別

	総数	前 7時29分以	午前7時30分 9分	午前8時~ 9分	午前8時30分~	午前9時~ 9時~ 9分	午前9時30分 ~	午前10時以降	無回答
総数	100.0 (2,021)	1.3	4.9	13.7	18.4	<u>40,5</u>	5,1	2.0	14.1
認可保育所(公立)	100.0 (582)	1.5	10.3	19.8	30.8	31.4	3.8	_	2.4
認可保育所(私立)	100.0 (315)	3.2	9.2	23.5	26.7	32.4	4.1	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	2.9	7.1	<u>34.3</u>	21.4	27.1	1.4	4.3	1.4
認定こども園	100.0 (12)	-	-	16.7	25.0	41.7	8.3	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	0.3	0.5	5.7	9.9	61.9	7.9	3.4	10.5
職場内保育所	100.0 (12)			8.3	50.0	33.3	_	8.3	
14年度調査	100.0 (2,058)	0.8	4.3	9.1	17.6	46.6	6.5	3.8	11.4

(5) 主な預け先の保育終了時間-日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別

主な預け先の保育終了時間を聞いたところ、「午後2時~午後2時59分」の割合が25.8% と最も高い。

また、保育終了時間の「午後 6 時~午後 6 時 59 分」の割合が 17.5%で、前回調査の割合 (13.0%) よりも 4.5 ポイント増加している。日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別にみると認証保育所では「午後 6 時~午後 6 時 59 分」の割合が 38.6%と 4割近くとなっている。(表 I-2-7)

表 I-2-7 主な預け先の保育終了時間

-日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別

	総数	以前 1時59分	午後 2 時 5 9 分	午後3時59分	午後4時59分	午後 5 時 5 9 分	午後6時59分	午後7時59分	午後 8 時 5 9 分	午後9時59分	午後10時以降	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	5.0	<u>25.8</u>	4.8	10.7	17.2	<u>17.5</u>	3.7	0.3	0.3	0.1	14.5
認可保育所(公立)	100.0 (582)	0.2	1.5	0.5	21.0	30.6	36.6	7.0	-	-	-	2.6
認可保育所(私立)	100.0 (315)	1.0	3.8	0.6	17.5	37.8	30.8	6.0	1.0	0.6	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	-	2.9	1.4	12.9	27.1	<u>38.6</u>	12.9	2.9	-	-	1.4
認定こども園	100.0	8.3	41.7	8.3	16.7	8.3	8.3	-	-	-	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	11.8	61.3	10.3	2.2	2.0	0.8	-	_	-	0.3	11.4
職場内保育所	100.0 (12)		8.3	16.7	25.0	33.3	16.7		_	-	-	
14年度調査	100.0 (2,058)	7.2	28.5	6.3	13.9	16.2	<u>13.0</u>	2.8	0.2	0.1	0.3	11.4

(6) 補助的な預け先の保育開始時間と終了時間

一日中子どもをみてもらっているところ(補助的なところ)別

補助的な預け先の保育開始時間及び保育終了時間を尋ねたところ、保育開始時間は「午後4時~午後5時59分」の割合が2.4%と最も多く、保育終了時間は「午後5時~午後6時59分」の割合が3.2%、「午後7時~午後8時59分」の割合が3.0%とそれぞれ高い。

(表 I -2-8、表 I -2-9)

表 I-2-8 補助的な預け先の保育開始時間

- 日中子どもをみてもらっているところ(主なところ)別

	総数	以前 9 5 9 9 9 9	午前11時59分	59分 午後1時	時59分午後3	時59分午後5	午後 6 時以降	ない 補助的なところは	無回答
総数	100.0 (2,021)	1.9	0.1	0.3	1.7	<u>2.4</u>	2.0	79.6	12.0
職場内保育所	100.0	27.3	-	-	45.5	18.2	9.1	_	
ファミリー・サポー ト・センター	100.0 (18)	5.6	_	-	_	11.1	72.2	-	11.1
ベビーシッター	100.0 (16)	6.3	6.3	-	6.3	25.0	43.8	-	12.5
その他の家族	100.0 (35)	8.6	-	2.9	25.7	25.7	2.9	-	34.3
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	20.7	0.7	3.7	9.6	23.0	11.1	-	31.1

表 I-2-9 補助的な預け先の保育終了時間

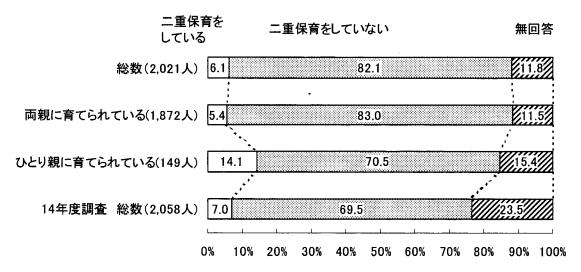
- 日中子どもをみてもらっているところ (補助的なところ) 別

	総 数	午後2時59分以前	59分午後4時	59分午後6時	59分午後8時	午後9時以降	補助的なところはない	無回答
総数	100.0 (2,021)	0.2	0.7	3.2	<u>3.0</u>	1.2	79.6	12.0
職場内保育所	100.0 (11)	-	18.2	27.3	_	54.5	_	_
ファミリー・サポー ト・センター	100.0 (18)	-	5.6	11.1	55.6	16.7		11.1
ベビーシッター	100.0 (16)	-	6.3	6.3	56.3	18.8	-	12.5
その他の家族	100.0 (35)	2.9	11.4	25.7	25.7	-	_	34.3
同居していない親 族や友人	100,0 (135)	1.5	3.7	31.9	23.0	8.1	_	31.9

(7) 二重保育一両親の有無別

主な預け先を利用した後に、補助的な預け先を利用している「二重保育をしている」子どもの割合は、6.1%である。ひとり親世帯では「二重保育をしている」子どもの割合は、14.1%であった。(図 I-2-8)

図 I-2-8 二重保育-両親の有無別



≪参考≫

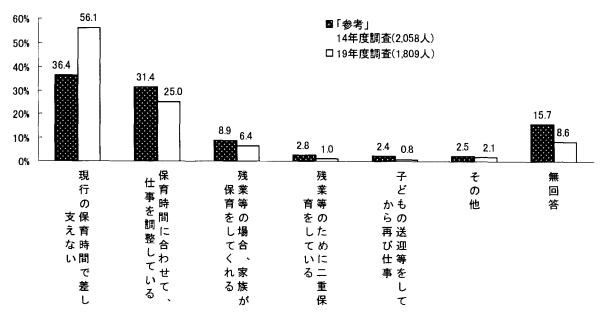
子どもの日中の世話は「自分・配偶者以外」と答えた世帯の子ども 2,021 人について、 ①日中の主な預け先と補助的な預け先にそれぞれ預けている時間から、二重保育をしていると見受けられる子どもと、②「保育時間と勤務時間との関係」で「二重保育をしている」と答えた子どもを合わせて「二重保育をしている」として集計した。

(8) 保育時間と勤務時間の関係

保育時間と勤務時間の関係はどのようになっているか尋ねたところ、「現行の保育時間で指し支えない」と回答した割合が最も高く 56.1%、次いで「保育時間に合わせて、仕事を調整している」が 25.0%となっている。(図 I-2-9)

問 保育時間と勤務時間の関係はどのようになっていますか。

図 I-2-9 保育時間と勤務時間の関係



(注)(8)~(10)の19年度調査の母集団1,809人は、日中、子どもをみてもらっているところを「認可保育所(公立)」「認可保育所(私立)」「認証保育所」「認定こども園」「幼稚園」「職場内保育所」「ファミリーサポートセンター」「ベビーホテルなどの施設」「家庭福祉員(保育ママ)」「ベビーシッター」と答えた数である。

(9) 子どもを預けていて不満に思うこと

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを尋ねたところ「子どもが病気のときに利用できない」の割合が34.8%と最も高く、平成14年度調査に比べて10ポイント以上増加したが「特にない」も33.7%と2番目に多かった。(図I-2-10)

問 お子さんの預け先に関して、困ることや不満に思うことは何ですか。

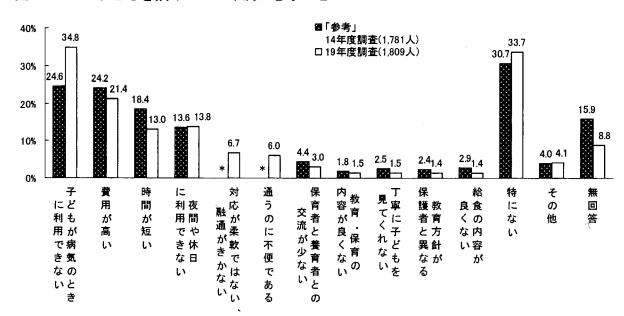


図 I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと

(10) 子どもを預けていて不満に思うこと一両親の有無別

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを両親の有無別にみると、ひとり親世帯では「子どもが病気のときに利用できない」の割合が50.4%、次いで「夜間や休日に利用できない」の27.4%と続く。(表 I-2-10)

表 I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと一両親の有無別

	数	間が短い子どもを見てくれる時	ない、体目に利用でき	利用できない子どもが病気のときに	くない 教育・保育の内容が良	費用が高い	融通がきかない、	方針が養育者と異なる先生や保育者の教育の	との交流が少ない先生や保育者と養育者	給食の内容が良くない	れないともを見てく	通うのに不便である	特にない	その他	無回答
総数	100.0 (1,806)	13.1	13.8	34.9	1.5	21.5	6.7	1.4	3.0	1.4	1.6	6.0	33.7	4.2	8.6
両親に育てられている	100.0 (1,671)	13.4	12.7	33.6	1.4	22.3	6.6	1.6	2.9	1.4	1.5	6.2	34.1	4.2	8.7
ひとり親に育てられている	100.0 (135)	8.9	<u>27.4</u>	<u>50,4</u>	2.2	11.1	8.1	_	4.4	1.5	2.2	3.7	29.6	3.0	7.4

3 自分・配偶者が日中の世話をしている子ども(1,347人)の状況

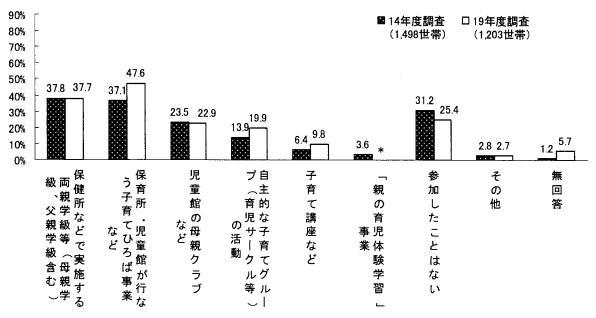
日中の子ども(1,347人)の世話を「自分あるいは配偶者」と答えた 1,203 世帯に各種サービスの利用状況について尋ねた。

(1) 子育てサービスの参加状況 [複数回答] ー前回調査との比較

子育てサービスの参加状況を尋ねたところ、「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」の割合が 47.6%と最も高く、前回調査の割合(37.1%)と比べて 10 ポイント以上増加した。(図 I-2-11)

問 次のうちで、参加したことがあるものはありますか。

図 I-2-11 子育てサービスの参加状況[複数回答]-前回調査との比較



(2) 子育てサービスの参加状況[複数回答] -地域別

子育でサービスの参加状況を地域別に尋ねたところ、「参加したことがある」の割合は、区部 (67.2%) よりも、市・町・村部 (73.0%) の方が高い。

サービス内容の「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」に参加した人は、区部 (44.5%) よりも、市・町・村部 (54.5%) の割合が 10 ポイント高くなっている。(表 I-2-11)

表 I-2-11 子育でサービスの参加状況[複数回答] -地域別

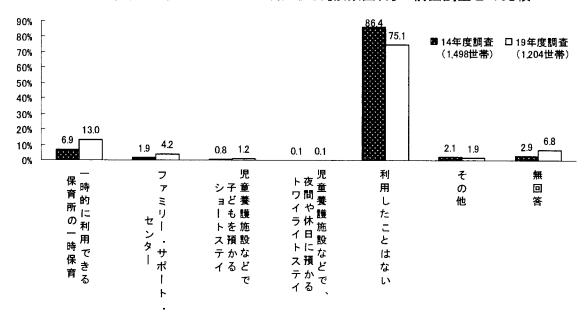
		\$//>	445							会	411
		総数	参加したことがある	する両親学級等保健所などで実	ブなどの母親ク	事業など保育所・児童館	育て講座など公民館・女性セ	クル等)の活動 ループ(育児サ 自主的な子育て	そ の 他	参加したことはな	無回答
			ある	施	É	ばが	子ン	ĺ ダ		い	
総数		100.0 (1,203)	69.0	37.7	22.9	47.6	9.8	19.9	2.7	25.4	5.7
区部	計	100.0 (825)	<u>67.2</u>	37.8	24.6	<u>44.5</u>	8.1	17.9	2.4	26.5	6.3
	区中央部	100.0 (57)	77.2	42.1	26.3	61.4	10.5	15.8	8.8	19.3	3.5
	区南部	100.0 (105)	68.6	37.1	34.3	42.9	5.7	16.2	1.0	29.5	1.9
	区西南部	100.0 (114)	71.1	38.6	21.1	49.1	7.9	23.7	2.6	24.6	4.4
	区西部	100.0 (112)	65.2	36.6	28.6	42.0	12.5	19.6	0.9	23.2	11.6
	区西北部	100.0 (166)	71.1	39.2	28.9	45.8	10.2	14.5	2.4	24.7	4.2
	区東北部	100.0 (133)	57.1	35.3	18.0	32.3	3.0	15.0	1.5	36.1	6.8
	区東部	100.0 (138)	65.2	37.7	17.4	47.1	8.0	21.0	2.9	24.6	10.1
市・町	•村部計	100.0 (378)	<u>73.0</u>	37.6	19.3	<u>54.5</u>	13.5	24.1	3.2	22.8	4.2
	西多摩	100.0	65.6	34.4	15.6	40.6	9.4	18.8	6.3	18.8	15.6
	南多摩	100.0	71.6	31.0	19.8	50.9	9.5	26.7	2.6	25.0	3.4
	北多摩西部	100.0	79.2	39.6	14.6	62.5	31.3	25.0	4.2	20.8	_
	北多摩南部	100.0	70.0	39.1	18.2	55.5	12.7	20.9	1.8	24.5	5.5
ww	北多摩北部	100.0	79.2	45.8	25.0	59.7	11.1	26.4	4.2	19.4	1.4

(3) 一時的な子育でサービスの利用状況[複数回答] - 前回調査との比較

一時的な子育てサービスを利用したことがあるか尋ねたところ「一時的に利用できる保育所等の一時保育」が 13.0%で、前回調査に比べて 6 ポイント以上増えた。(図 I -2-12)

問次のサービスのうちで、一時的に利用したことがあるものはありますか。

図 I-2-12 一時的な子育でサービスの利用状況[複数回答]ー前回調査との比較

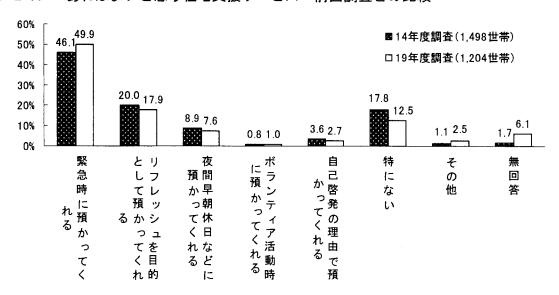


(4) あればよいと思う在宅支援サービスー前回調査との比較

どのような在宅支援サービスがあればよいと思うか尋ねたところ、「親や家族の病気などの緊急時に預かってくれる」が 49.9%とおよそ半数で最も多く、次いで「リフレッシュのため、美容院やコンサートに行ったり、スポーツをするなどの理由で預かってくれる」の 17.9%となっている。(図 I-2-13)

問 在宅で子育てを行なう家庭に対し、どのようなサービスがあればいいと思いますか。

図 I-2-13 あればよいと思う在宅支援サービスー前回調査との比較



認証保育所モデル契約書

OOOO(以下、「保護者」といいます。)と口口口口(以下、「事業者」といいます。)とは、事業者が保護者の乳幼児OOOO(以下「乳幼児」といいます。)に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

契約当事者と直接サービスを受ける児童とが、誰であるかを明確に記載してください。

第1条(契約の目的)

事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

- ・ この契約は、保護者と事業者の双方に、債権又は債務の関係が生じる契約であることを記載してください。
- ・ 児童福祉法、認証保育所事業実施要綱及び東京都認証保育所事業実施細目の趣旨 に反するような保育とならないよう、「児童福祉法令等の趣旨にしたがって、・・・・」の文言 を入れ、提供するサービス内容についての枠組みを設けてください。

第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとします。
- 2 契約満了日の〇日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、更新することとします。
- ・ 文書による解約については、利用者からの解約に制限を加える趣旨ではなく、後々のトラブル防止の観点から規定しました。
- ・ 契約更新時に契約の内容を確認するのは、保育時間などに変更が生ずる場合が多く、 自動更新がなじまないことが想定されるためです。
- ・ 契約内容が変更になる場合は、変更契約書又は新たに契約書を取り交わしてください。

第3条(保育の場所)

保育の提供場所は、東京都〇〇〇区(市)〇丁目〇番〇号の〇〇〇保育園です。

・ 保育所の所在地、名称を明確にしてください。

第4条(保育サービスの内容)

- 1 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及び認証保育所事業実施要綱等に沿って、 乳幼児の発達に必要な保育サービスを提供します。
- 2 保育内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。
- ・ 提供するサービスの内容を包括的に明示し、児童福祉法、保育所保育指針、認証保 育所事業実施要綱、認証保育所事業実施細目で定める保育を行う旨を記載してくださ い。
- ・ 保育の内容やサービスの種類について、「重要事項説明書」のとおり実施することを示してください。

第5条(保育の記録)

- 1 事業者は、保育所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約終了 後又は契約の解約後〇年間保存します。なお、保存期間が経過した際には第11条第 1項の守秘義務にのっとり破棄します。
- 2 保護者は、前項の諸記録を閲覧することができます。
- ・ 第1項は、保育に必要な記録(在籍記録・児童票・保育計画・健康診断書等)の作成と これらの保存年限について規定しました。
- ・ 保存年限について、幼稚園の場合は指導に関する記録を5年、学籍に関する記録を 20年、卒園後保存することになっていますので、参考にしてください。

(学校教育施行規則第15条第2項)

・ また、廃棄に当たっては、プライバシーを保護するため、裁断処理を行うなどの方法を 取ってください。

第6条(契約時間等)

- 1 契約時間 〇曜日から〇曜日までの〇時〇〇分から〇時〇〇分まで
- 2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

- 曜日や時間について、契約の範囲を明確にしてください。
- ・ 契約時間を超えて、随時に保育時間の延長が必要になった場合の取り扱いについて 定めておいてください。

・曜日や時間は、保護者の勤務状況により変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。 この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。 なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が 守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第7条(料金)

保護者は保育サービスの対価として、事業者に次のとおり支払うものとします。

- ①のように、月極保育料に含まれるサービス内容も明記してください。

なお、これらの利用料は月単位で清算します。

- ・ ②のように、月極保育のほか、随時に利用するサービスについても契約書に盛り込んでください。この場合、サービスの内容と利用料、清算方法も明記してください。
- ・ 料金単位(月、日、時間)や消費税の取り扱いについて明確にしてください。
- ・曜日や時間の変更に伴い、料金も変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。

この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。 なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が 守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第8条(料金の支払)

- 1 前条①の料金について、事業者は明細を付して当月〇日までに保護者に請求し、保 護者は当月〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 2 前条②の料金について、事業者は明細を付して翌月〇日までに保護者に請求し、保 護者は請求があった月の〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 3 月の途中で入退所する場合、前条第1号の保育料は、在籍日数に応じ日割計算で料金を算定します。
- 4 退所する場合の清算料金について、第1項及び第2項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 5 事業者は、保護者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

- ・ 具体的な支払い方法についても明確にしてください。(例 口座振替払・現金振込払・現金払等)
- ・ 随時のサービスを利用した場合の支払方法も明記してください。
- 月途中の入退所の場合の料金の算定方法についても明記してください。
- ・ 退所時には、転居や口座の変更も想定されるので、第1項及び第2項以外の方法で支払うことがあり得ますので、その場合は支払い方法を明記してください。

第9条(契約の解除)

- 1 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は退所予定日の前月〇日までに事業者に書面にて申し出るものとします。 前月〇日以降に退所を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する第7条①の保育料を支払うものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を 解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④ 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為 を行った場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
- 3 事業者は、閉所や休所など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、〇箇月間 の予告期間を置いて、理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除するこ とができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約 を解除することができます。
 - ① 保護者が第7条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間 が経過しても支払わない場合
 - ② 保護者が事業者や保育所従業者又は他の利用者(保護者、乳幼児)に対して、重重大な背信行為を行った場合
- 第1項及び第2項は保護者からの解除の定めです。第3項及び第4項は事業者からの解除の定めです。第3項の、事業者の事情により解除の申し出を行う場合には、保護者の理解が得られるよう理由を文書と併せて説明することや、転所先を探すのに十分な予告期間を設けることに留意してください。